

特定建築物環境衛生管理業務委託特記仕様書

1 適用

- (1) この仕様書は秋田県立能代科学技術高等学校における特定建築物環境衛生管理業務委託（以下「業務」という。）について定める。
- (2) 本業務の履行にあたり、本特記仕様書に記載のない事項については、現行の「建築保全業務共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部）」（以下「共通仕様書」という。）を適用する。

2 業務履行場所

秋田県立能代科学技術高等学校（秋田県能代市盤若町3番1号）

3 業務履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

なお、当該契約は長期継続契約であり、令和8年度における経費予算の範囲内においてその給付を受けるものとする。

4 委託業務の内容

(1) 建築物環境衛生管理技術者の選任

- ①法律に基づく建築物の維持管理および各種検査の実施、立ち会い。
- ②法律に基づく対象建築物の年間業務計画の作成。
- ③報告書、その他関係書類（建築物面積変更報告書）の作成および関係機関への提出。
- ④簡易専用水道の「書類審査」への対応

(2) 室内空気環境測定

- ①室内測定を実施するにあたり、実施回数および項目、方法、器具、数値等は法令に定めるとおりとする。
- ②測定日は協議のうえ決定とする。測定に際しては執行者の妨げにならないようにする。
- ③測定結果法令で定める基準以外の数値の場合は適当な処置を講じて基準内に収めること。
この場合、処置後に1回測定して基準内にあることを確かめること。
- ④空気汚染の原因が空調機等設備による場合は協議のうえ処置する。
- ⑤測定結果は書面にて報告のこと。

(3) 建築物の衛生害虫防除

- ①防除駆除は業務履行期間内に2回とし実施時期は事前に連絡すること。
- ②実施方法および使用薬剤等詳細については施工する前に協議のうえ、決定する。
- ③防除実施後効果の認められない場合は乙の責任において再度施工するものとする。
- ④施工実施後は書面にて報告のこと。

(4) 飲料水の水質検査

- ①水質検査を実施するにあたり実施時期および採水方法は法令の定めるとおりとする。
- ②検査結果は書面にて報告のこと。

(5) 飲料水受水槽清掃及び消毒作業

- ①業務履行期間内に1回とし、実施時期は発注者と協議して決定する。
- ②作業実施後に水質検査を実施する。

5 その他

この仕様書に定めのない事項は、発注者と受注者の協議によって定めるものとする。